

(仮称) 門真市環境基本条例庁内ワーキンググループ設置要領

(設置)

第1条 環境に関する基本的な理念及び施策を定めた(仮称)門真市環境基本条例(以下「条例」という。)の原案の作成に向けて、別に設置する(仮称)門真市環境基本条例策定市民ワークショップ(以下「ワークショップ」という。)との情報交換を行うとともに、条例制定に向けた基礎項目について協議及び調査を行うため、(仮称)門真市環境基本条例庁内ワーキンググループ(以下「ワーキンググループ」という。)を(仮称)門真市環境基本条例庁内検討委員会設置要綱第7条の規定により設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキンググループは、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) ワークショップとの情報交換を行うこと。
- (2) 条例制定に向けた基礎項目について協議及び調査を行うこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、条例の基礎項目の検討のために必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 ワーキンググループは、次の表に掲げる課の職員のうち、所属長から推薦のあった職員で構成する。

総合政策部企画課、総合政策部公民協働課、総務部危機管理課、市民部産業振興課、健康福祉部福祉政策課、環境事業部環境政策課、都市建設部まちづくり課、都市建設部土木課、都市建設部公共下水道課
--

(リーダー及びサブリーダー)

第4条 ワーキンググループにリーダー及びサブリーダーを置く。

- 2 リーダー及びサブリーダーは、ワーキンググループ構成員の互選により選出する。
- 3 リーダーは、ワーキンググループの会務を総理し、ワーキンググループを代表する。
- 4 サブリーダーは、リーダーを補佐し、リーダーに事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(関係者の出席)

第5条 リーダーは、必要があると認めるときは、学識経験者その他の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 ワーキンググループの庶務は、環境事業部環境対策課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、ワーキンググループの運営について必要な事項は、リーダーが別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月9日から施行する。